

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月から27年3月まで
② 昭和27年4月から28年3月まで

私は、昭和25年からA社B出張所で働いた後、申立期間①において同社C出張所で働くこととなった。その後、申立期間②にD社E営業所で働いたが、両申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかない。両申立期間について、私が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間より前の昭和25年8月1日から26年10月16日まで、申立人が同出張所において被保険者であったことは確認できる。

しかしながら、A社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社C出張所社員分が含まれるA社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の両方で氏名が確認できる同僚二人に照会したところ、「申立人が同社B出張所に在職していたことは記憶しているが、C出張所又はA本社で会ったことは無い。」と供述している。

また、この同僚の一人は、「昭和26年当時、A社C出張所では労働組合運動が起こり、同出張所にいた社員は解雇となった。社長から『会社には何の決まり（社内規程のことと推定されるが詳細は不明）も無いから』という説明を受けた。解雇された者は厚生年金保険には加入させてもらえなかったのではないかと思う。」と供述している上、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者

名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い等、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、A社C出張所での在職期間や給与、職場での待遇や同僚の氏名等を明確に記憶していないことから、申立人の主張を裏付ける供述が得られず、申立ての事業所での在籍等について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、D社E営業所が適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、当該期間中は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D本社及び同社E営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人がF県から一緒に就業したとする知人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、同社E営業所には、申立期間②当時の人事記録等の書類は保存されていない上、申立人は同社E営業所での在職期間や給与、職場での待遇や同僚（姓のみ確認できる前述の知人を含む。）の氏名等を明確に記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける資料、供述が得られない。

このほか当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 7 日から同年 12 月 30 日まで
私は、申立期間、私の夫及び夫の兄夫婦と共に、A社に勤務していた。
しかし、私以外の3人にはA社での厚生年金保険加入記録があるのに、私だけ加入記録が無いことに納得がいかない。
昭和 50 年 8 月 28 日交付の母子手帳に、同年 12 月 26 日まで病院にかかった記録があり、申立期間当時、健康保険に加入していたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及び義兄の妻の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険被保険者記録では、A社における申立人の被保険者記録が確認できないとともに、同社では当時の人事記録等が保管されていないことから、申立人の同社における雇用形態及び雇用期間が確認できない上、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の夫の氏名が確認できるところ、当該欄には被扶養者があることを示す「扶」のゴム印が押されており、申立期間当時、申立人夫婦の子が出生前であったことを踏まえると、申立人が夫の健康保険の被扶養者とされていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、A社で一緒に働いていたとする申立人の義兄の妻は、「私たち夫婦も二人で同じ期間勤務していた。」としているものの、同人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、自身の夫の資格取得日の1年8か月後（申立期間以後）であることが確認できることから、同社においては、申立期間当時、夫婦同時には厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 38 年 2 月まで
(船舶 A、船舶所有者 : B)
② 昭和 38 年 3 月から 39 年 1 月まで
(船舶 C、船舶所有者 : 不明)
③ 昭和 39 年 3 月から 39 年 11 月まで
(船舶 D、船舶所有者 : E)

私は、各申立期間について、甲板員として乗船しており、漁労に従事していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

当時の船員手帳、給与の明細書は無いが、保険料等は当然控除されていたものと思っていたので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主は既に死亡しており、船員保険の加入状況、保険料控除状況等が不明であるとともに、船舶 A に同時期に雇い入れされていた船長は、「当該船舶は小型で船員保険の適用はされていなかった。」と供述しているところ、船長自身は船員保険ではなく国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、F 漁業協同組合保管の船舶登録簿によると、船舶 A は 6.7 トンであることが確認でき、当時の船員保険法では、30 トン未満の船舶は適用船舶とされており、船舶 A は適用対象船舶ではなかったこと及び前述の船長は国民年金に加入していた記録から、事業主は給与から保険料を控除していなかったも

のと推認される。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間①と③での船舶と同規模の船舶で、同じ漁労に従事していた。」としているが、F 漁業協同組合に問い合わせても、申立ての船舶名は確認できない上、申立人は船舶所有者及び同僚の氏名を覚えておらず、申立人の主張を裏付ける供述が得られない。

また、当該船舶が特定できたとしても、申立人の供述から、申立ての船舶は申立期間①及び③に係る船舶と同様に、当時の船員保険法において、適用対象船舶ではなかったものと推認される。

さらに、G市の船員保険を管轄する社会保険事務所の記録からも、申立ての船舶名、船舶所有者名が確認できない。

- 3 申立期間③について、当時の事業主は既に死亡しており、船員保険の加入状況、保険料控除状況等が不明であるとともに、事業主の娘婿によると、「申立人が当該船舶に乗っていたことは記憶している。船員保険は船が小さかったので掛けていなかった。」としているところ、当該娘婿も申立期間③当時の船員保険加入記録は確認できない。

また、船舶登録簿によると、船舶Dは5.88トンであることが確認でき、当時の船員保険法においては適用対象船舶ではなかったこと及び事業主の娘婿の状況から、事業主は給与から保険料を控除していなかったものと推認される。

- 4 加えて、すべての申立期間について、事業主より船員保険が控除されていたことを示す給与明細書等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。